書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第７３８８号
大阪市淀川区三津屋南３丁目16番19号　寿荘22号
破産者　先規美智子
異議申述期間　平成22年３月３日まで
平成22年１月６日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３９６号
大阪府高槻市栄町１丁目12番１号、前住所大阪府茨木市大池２丁目12番15号
破産者　角江　　修
異議申述期間　平成22年３月３日まで
平成22年１月６日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２１２７号
東京都練馬区大泉学園町３丁目23番10号
清算株式会社　株式会社ＩＳＩ
代表清算人　千野　健一
１　決定年月日　平成22年１月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第３０３８号
大阪府門真市野里町12番21号
清算株式会社　株式会社かき源
代表清算人　北口　　勤
１　決定年月日　平成22年１月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第１号
福岡市南区那の川１丁目23番30号
清算株式会社　株式会社九電工コミュニケーションズ
代表清算人　橋本　正信
１　決定年月日　平成22年１月５日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第３００９号
大阪市東成区深江南１丁目16番18号
清算株式会社　株式会社ペッツマン
１　決定年月日　平成21年12月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２１年（再）第５７号
大阪市北区大淀南１丁目10番９号
再生債務者　株式会社ミカド
１　決定年月日時　平成21年12月31日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年４月16日から平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５８号
兵庫県伊丹市森本８丁目29番地
再生債務者　株式会社プロテック
１　決定年月日時　平成21年12月31日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年４月16日から平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第５９号
岡山県勝田郡奈義町西原380番地の37
再生債務者　株式会社ナギテック
１　決定年月日時　平成21年12月31日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年４月16日から平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再）第６０号
千葉県野田市中野台533番地１
再生債務者　株式会社チバテック
１　決定年月日時　平成21年12月31日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年２月16日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年４月16日から平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生債権の特別調査期間

平成２１年（再）第４３号
大阪府守口市文園町５番19号
再生債務者　青野スポーツ施設株式会社
特別調査期間　平成22年１月15日から平成22年１月19日まで
平成21年12月25日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定

平成２１年（再）第４０号
兵庫県加東市栄枝字ヨリフジ405
再生債務者　日本グリーン開発株式会社
１　決議に付する計画案　平成21年12月16日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成22年２月５日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年１月25日
平成21年12月25日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第１１号
横浜市旭区鶴ケ峰２丁目10番地
再生債務者　三昌ブレード株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成21年11月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年２月５日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成22年２月３日
平成22年１月６日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成１８年（再）第７号
広島市中区江波二本松２丁目６番27号
再生債務者　金山建設株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年１月５日
広島地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第６８号
北海道苫小牧市見山町４丁目12番６号
再生債務者　菅原　博未
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年１月27日まで
４　一般異議申述期間　平成22年２月10日から平成22年２月17日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（再イ）第８７号
神奈川県厚木市愛名11番地
再生債務者　澤田　　稔
１　決定年月日時　平成22年１月６日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年１月27日まで
４　一般異議申述期間　平成22年２月10日から平成22年２月17日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２１年（再イ）第１２号
富山県黒部市生地神区121番地１ベル・アンジュＢ棟201号
再生債務者　名倉久美子
１　決定年月日時　平成22年１月６日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年１月27日まで
４　一般異議申述期間　平成22年２月10日から平成22年２月17日まで
富山地方裁判所魚津支部